

—2025 年度夏期 海外語学研修—
実践女子大学・実践女子大学短期大学部
北京大学 中国語研修
参加者募集のご案内
2025 年 8 月 3 日(日) ~ 8 月 30 日(土)
《中国／北京市》

名門大学のキャンパスで体験 夏期集中プログラム！



悠久の歴史を有する
中国の首都 北京を
満喫してください！



你好！



写真(イメージ)上:北京大学 西門

左:北京大学キャンパス内 未名湖 中:万里の長城 右:授業風景

この度、皆様に「2025 年度夏期 海外語学研修 実践女子大学・実践女子大学短期大学部／北京大学 中国語研修」のご案内を申し上げますにあたり、代表者として 実践女子大学・実践女子大学短期大学部 と協議の上、次頁の通り研修企画を立案致しました。

受注型企画旅行契約(団体・グループ契約)は本パンフレットに記載した条件により、団体の構成員の当該契約に関する一切の権限を有しているお客様の代表者を契約責任者として締結する旅行契約で、今後の旅行のやりとりや取引についても当社と代表者の間で行うことになります(詳細は別紙「受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面」参照。なお本書面に記載のない事項については当社旅行業約款(受注型企画旅行契約)によります)。次頁の日程・条件等をご確認の上、ご参加の場合、4 ページの応募方法に記載されている手続きをしてください。

【企画】実践女子大学・実践女子大学短期大学部

【旅行企画・実施】(株)毎日エデュケーション



●北京大学 中国語研修 実施概要（受注型企画旅行）

- 期間：2025年8月3日(日)～8月30日(土)【27泊28日】
- 発着地：羽田空港
- 研修実施機関：北京大学 国際合作部 留学生事務室
- 研修内容：中国語研修4週間 グループレッスン(右記参照)
*北京大学が提供する「2025年北京大学漢語暑期学校 四周漢語総合課程(B)」にご参加いただきます。

■利用運送機関

<国際線> 中国国際航空（直行便／エコノミークラス御利用）
<日程表記載の空港送迎・市内見学> 北京大学 専用バス

■宿泊先：<学外ホテル：2人一部屋、朝食なし>

富驛時尚酒店(北京中関村店)

■食事：含まれておりません。各自でご用意ください。

■観光：日程表参照 ■添乗員：同行しません。

■現地サポートスタッフ：現地事情に通じた日本語を話せる 当社北京大学担当現地アドバイザー1名が全期間皆様のサポートを致します。(初めの7泊は同宿します。)

■最少催行人員：2名(実践女子大学／催行決定の場合)

*当社募集の北京大学コース合計人数20名以上で催行します。

■研修費用：お一人様 565,290円

(内訳) 旅行代金：507,000円

その他、下記費用が研修費用に含まれています。

航空保険料・燃油サーチャージ＝23,600円 *5/31まで

現地空港税＝1,860円、羽田空港税＝3,180円

国際観光旅客税＝1,000円

中国ビザ取得代行手数料＝20,900円(税込)

中国査証申請サービスセンター手数料＝5,500円(税込)

中国ビザ申請実費＝2,250円(日本国籍の方)

*外国籍の方はお問い合わせください。

オプション追加料金 一人部屋追加料金＝165,000円

※上記費用は、2025年4月1日現在の運賃・料金及び最少催行人員20名で算出しています。今後、利用機関の運賃・料金の改定や大幅な為替変動及び想定人数の変動があった場合には、旅行代金の増減は参加者の皆様に帰属します。

※燃油サーチャージは、航空券を発券する時期により異なります。

確定後、差額を追加徴収または減額をします。

※現地空港税の日本円換算額は、請求書発行時に確定させます。
それ以降の為替変動による追加徴収、減額は致しません。

★研修費用に含まれるもの

●国際線往復航空券代(航空運賃、上記記載の航空保険料・燃油サーチャージ、空港諸税)

●北京大学研修関係費用

【登録費、学費(教材費・空港送迎・市内見学含)、宿泊費】

●現地アドバイザー経費

●各種手続き費用(手配料) ●中国ビザ取得関連費用

☆研修費用に含まれないものの例

原則として上記以外のもの。その一部を例示します。

○日本国内の自宅と羽田空港間の交通費、荷物の運搬費、前後泊の宿泊費

○個人的使途の費用の全て(飲食費、交通費、電話代など)

○オプションツアー希望の場合は、その費用【現地払い】

○航空機の超過手荷物料金(発生する場合)

○旅券取得費

○海外用SIMカード、Wi-Fiルーターレンタル料(任意)

○海外旅行保険料(大学指定：別途ご案内)、保険対象外の疾病に対する医療費及びそれに付随する費用

○新型コロナウイルス等に感染した場合等の検査・治療費用、自主待機費用など。

憧れの北京大学での留学体験

北京市西北部の文教地区である海淀区に位置し、中国でもトップクラスの長い歴史と伝統を誇る名門大学です。広大な敷地を有するキャンパスは燕園と呼ばれ、緑に囲まれた伝統的な建築様式と近代的な建物が調和しながら混在しています。“未名湖”と呼ばれる湖は美しい景色として知られ、学生達の憩いの場となっています。大学周辺には、清朝の離宮であった頤和園や圓明園、清華大学があります。また、地下鉄4号線「北京大学東門駅」から市内に行くことができます。

中国語の授業 各レベルごとにベテラン教師陣が長年培った経験を生かした授業を行ってくれます。授業は8:00～12:00までの午前4時限で、週20コマ、1クラス15名前後で行います。科目は「口語」、「漢語」です。クラス分けは、出発前に中国語レベルについての自己評価アンケートをオンライン申請していただきます。

課外活動 北京の名所旧跡の見学や中国に関する文化講座(専門家による講義(英語))、留学生交歓会、オプションツアーが設定されています。

この機会に、中国の歴史・文化に対する理解を深め、悠久の歴史を有する中国を実感してください。



北京大学 図書館



学生食堂



キャンパス内



北京大学周辺

【富驛時尚酒店】

北京大学の西南門から徒歩約8～10分の場所に位置するホテルです(西南門から教室までは約10分)。地下鉄16号線までは徒歩約3分程度。

各部屋シャワー(バスタブなし)・トイレ、タオル、ドライヤー、エアコン、テレビ、電気ポット、ベッド等。Wi-Fi利用可(無料)。23階にランドリー設備あり。

【食 事】

学内には学生食堂やコーヒーショップ、中国料理のレストランが幾つかあり味には定評があります。学生食堂は、校園カードを利用して1食15元程度から食事ができます。

また、北京大学周辺にはレストランも多く食事には困りません。



富驛時尚酒店(入口)



部屋

【渡航日程】 北京大学 中国語研修

	月 日		都市名	午 前	午 後	夜	食 事
1	2025 年 8 月 3 日	日	羽 田 発 北 京 着	6:20 羽田空港 第3ターミナル 出発ロビーご集合 (空港係員が搭乗手続きのご案内をします。)	8:30 中国国際航空【CA-184 便】にて北京へ 【所要時間:3 時間 40 分】 11:10 北京首都国際空港到着後、当社現地アドバイザー出迎え。 専用バスにて宿泊ホテルへ。ホテルチェックイン、生活準備。		機一
2 ↓ 27	4 日 ↓ 29 日	月 ↓ 金	北京 滞在	2025 年北京大学漢語暑期学校 <四周漢語総合課程 B> (下記スケジュール参照)			---
28	30 日	土	北 京 発 羽 田 着	9:20 ホテル出発 ⇒ 10:20 前後 北京首都国際空港到着 (当社現地アドバイザーが空港見送りサポートをします。)	12:50 中国国際航空【CA-167 便】にて帰国の途へ 【所要時間:3 時間 35 分】 17:25 羽田空港到着後、解散 (時差: 現地時間+1 時間)		一一機

※上記日程は、中国側の諸事情、実践女子大学・実践女子大学短期大学部との打ち合わせ等で変更される場合があります。

最終日程表は、出発前の説明会にてご連絡します。

※略称記号: 機=機内食、-=無し (ご自身で手配)

※現地で新型コロナウィルス等に感染した場合に備えて、ご自身の PC を持参するようにしてください。

<例: ノートパソコン (カメラ、マイク内蔵)、イヤフォン>

【スケジュール (予定)】 ※北京大学側の事情により変更になる可能性があります。

曜日	日	月	火	水	木	金	土
	8 月 3 日	8 月 4 日	8 月 5 日	8 月 6 日	8 月 7 日	8 月 8 日	8 月 9 日
午 前	中国へ入国 及び チェックイン	9:00-10:30 オリエンテーション	8:00-12:00 中国語授業 (50 分×4 コマ) 2 科目「口語」「漢語」				8:00-13:00 北京胡同 文化ツアー
午 後		10:30-11:00 クラス発表 ・教材配布 11:15 記念撮影 13:00-15:00 キャンパスツアー			14:00-15:30 文化講座 (英語で講義)		
	8 月 10 日	8 月 11 日	8 月 12 日	8 月 13 日	8 月 14 日	8 月 15 日	8 月 16 日
午 前	休日	8:00-12:00 中国語授業 (50 分×4 コマ) 2 科目「口語」「漢語」					8:00-14:00 慕田峪長城 見学 (昼食は各自)
午 後				17:00-19:30 留学生交歓会 * 出し物を準備	14:00-15:30 文化講座 (英語で講義)		
	8 月 17 日	8 月 18 日	8 月 19 日	8 月 20 日	8 月 21 日	8 月 22 日	8 月 23 日
午 前	休日	8:00-12:00 中国語授業 (50 分×4 コマ) 2 科目「口語」「漢語」					<オプション> 大同 2 泊 3 日 2,700 元/人 (現地払い)
午 後					14:00-15:30 文化講座 (英語で講義) 14:00-15:00 オプションツアー 事前説明会		
	8 月 24 日	8 月 25 日	8 月 26 日	8 月 27 日	8 月 28 日	8 月 29 日	8 月 30 日
午 前	→	→	8:00-12:00 中国語授業 (50 分×4 コマ) 2 科目「口語」「漢語」				チェックアウト 及び 日本へ帰国
午 後					14:00-15:30 文化講座 (英語で講義)		

<中国渡航情報> 渡航情報に関して、以下のサイトを参考にしてください。

日本橋夢屋 (当社提携会社): <https://www.tokutenryoko.com/news/passage/10610>



～お申し込みからご出発まで～

1. 応募方法・受付期間 *** 注意：北京大学の参加条件により中国国籍の方は参加できません。**

参加希望者は、当パンフレット、「受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面」の旅行条件をご確認いただき、申込締切日までに下記リンクまたは QR コードより「**参加申込フォーム**」に必要事項を入力して送信してください。併せて、「**参加同意書**」を PDF や写真データにして当社までメール送信（添付）、または原本を郵送してください。

* 「参加申込フォーム」への入力の仕方について、質問等がある場合は、毎日エデュケーションまでお問い合わせください。

* 旅行契約は、当社が参加申込フォーム・参加同意書を受け取り契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

申込締切日： 5 月 1 4 日（水） 1 7 : 0 0（締切厳守）

参加同意書提出先：(株)毎日エデュケーション ✉ kenshu@myedu.co.jp

参加申込フォーム：

<https://forms.gle/SfjCV9vyCzY1NV3n8>

QR コードはこちら⇒



研修費用のうち、**申込金 50,000 円**を申し受けます。申込締切日までに下記銀行口座宛にお振り込みください。

また、誠に勝手ながら、お振込手数料はお客様にてご負担いただきたく

お願い申し上げます。申込金は研修費用の一部になります。

* 振込人名は申込人本人の氏名にしてください。

* 「研修・渡航手続き等」のご案内

短期留学申請に必要な書類等をお送り致します。案内に従って必要書類を期日までにご準備、ご返送頂きます。

振込先：三菱UFJ銀行 神田支店
普通口座 1230382
カ) マイニチエデュケーション

2. パスポートの取得（各自で行ってください）。

パスポートをお持ちでない方は、5 月 23 日（金）までに各自で必ず取得をしてください。

この研修は、中国査証の取得が必要です。中国査証取得にあたり日本国籍の方のパスポート残存有効期間は、中国査証申請日から 6 ヶ月＋中国査証有効期間（30 日間）以上が必要です（2026 年 3 月 3 日以降を推奨します）。また、パスポートの査証欄の余白が 2 ページ以上必要です。日本国籍以外の方は、お問い合わせください。

3. 海外旅行保険に加入【加入が義務付けられています】

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、大学が指定する海外旅行保険にご加入いただきます。詳細は、実践女子大学 国際交流推進課より案内があります。

4. 費用のお支払い

6 月下旬までに研修費用残金の請求書をご自宅宛てにお送りします。金額をご確認のうえ、**7 月 15 日（火）**までに最寄りの銀行よりお振り込みください。

5. 渡航前オリエンテーション（ご出発約 2 週間前：後日ご案内いたします）

最終日程表をお渡しし、渡航前のご準備や最新現地情報、現地生活の注意事項などについてアドバイスを致します。ご遠方の方やご参加できない方については、配布する書類をご郵送し、後日お電話やメールなどでご質問をお受けいたします。

6. ご出発（2025 年 8 月 3 日）

空港係員が集合確認、搭乗手続きサポートを致します。

【旅行企画・実施】 お申し込み先（旅行契約）

株式会社 毎日エデュケーション

担当：鳥居 透（トリイ トル）、水谷 佳世（ミヅタ ケセ）

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-12-10 H¹O 日本橋茅場町 207

【受付時間】 月～金 10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

TEL：(03) 6822-2967 FAX：(03) 4330-1207

E-mail：kenshu@myedu.co.jp URL：https://ryugaku.myedu.jp/

東京都知事登録旅行業第 3-6134 号/一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者：鳥居 透

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

●個人情報の取扱いに関して

実践女子大学・実践女子大学短期大学部と(株)毎日エデュケーションは、このプログラム実施に関して得た個人情報（過去に取得したものを含む）を、参加者との間の連絡のために利用するほか、プログラム実施における各種手続き、運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他には、参加者の個人情報を許可なく利用することはありません。

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）（旅行業法第12条の5による契約書面）

1. 受注型企画旅行契約

「2025年度夏期 海外語学研修 実践女子大学・実践女子大学短期大学部／北京大学 中国語研修」は、(株)毎日エデュケーション(東京都知事登録旅行業第3-6134号、以下「当社」という)が請け負う「受注型企画旅行契約」になります。「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、お客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金50,000円を受領した時に成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面は、当パンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあった場合は当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときには、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客様から取消料をいただく場合

①お客様は、下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日(取消日)	取消料(お一人様)
7月4日(金)～7月31日(木)	旅行代金×20%
8月1日(金)～8月3日(日)	旅行代金×50%
8月3日(日)の無連絡不参加、又は旅行開始後の解除	旅行代金×100%＋空港税

②当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も上記の取消料をいただきます。

(注意) 取消しの時点で、既に中国ビザの申請手続きが終了しているときは、中国ビザ取得代行手数料、中国査証申請サービスセンター手数料、中国ビザ申請実費を申し受けます。

- (2) お客様から取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が旅程保証の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。
- ②旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- ⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、

- ・死亡補償金 海外旅行2500万円、国内旅行1500万円
- ・後遺障害補償金 上記死亡補償金額を上限

- ・入院見舞金 入院日数により海外旅行 4～40 万円、国内旅行 2～20 万円
- ・通院見舞金 通院日数により海外旅行 2～10 万円、国内旅行 1～5 万円
- ・携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は、10 万円です。)として払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とは致しません。

12. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の各室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0	2.0
(注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。 (注 2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。 (注 3) 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。 (注 4) 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. お客様が出発までに実施する事項

- ①旅券(パスポート)・査証について
この研修は、中国査証の取得が必要です。中国査証取得にあたり日本国籍の方のパスポート残存有効期間は、中国査証申請日から 6 ヶ月 + 中国査証有効期間(30 日間)以上必要です(2026 年 3 月 3 日以降を推奨します)。また、パスポートの査証欄の余白が 2 ページ以上必要です。日本国籍以外の方は、お問い合わせください。

現在お持ちの旅券が今回の研修に有効かどうかの確認、旅券取得はおお客様の責任で行ってください。中国査証取得代行については、代行手数料をいただいております。

- ②予防接種:この研修では、予防接種証明書は義務付けられておりません。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、下記でご確認ください。
厚生労働省検疫感染症情報:https://www.forth.go.jp/index.html

16. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ:https://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

17. 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。
外務省「海外安全情報」が「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止します。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行できる場合は、契約責任者と相談のうえ決定いたします。催行決定後、お客様が旅行を取りやめられた場合、当社は所定の取消料をいただきます。

18. お買い物について

買い物は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

19. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、研修費用に含まれています。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

21. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、留学・旅行申込みの際に提出された参加申込書に記載された個人情報(過去に取得したものを含みます)について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みいただいた留学・旅行の入学手続き及び運送・宿泊機関等の提供するサービス手配、それらサービスを受けるための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 外部委託について
当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該預託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 個人情報に関する本人の権利
お申込み時に提供された個人情報に関する権利(開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権)は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なく行います。
- (4) 個人情報に関する相談、苦情、開示請求
※毎日エデュケーション
個人情報保護管理者:海外留学サポートセンター
TEL: 03-6822-2967 FAX: 03-4330-1207 E-mail: overseas@myedu.co.jp

22. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。